

クリニカル・シミュレーション・ラボ (Clinical Simulation Laboratory)
運営規約

(趣旨)

第1条

この運営規約は、日本医科大学医学教育センター運営細則第5条第5項(6)に定めるスキルスラボの運営に必要な事項を定めることを目的とする。名称をクリニカル・シミュレーション・ラボ (Clinical Simulation Laboratory) とする。

(目的)

第2条

日本医科大学の医学生、日本医科大学付属四病院の研修医をはじめとする医療従事者の医療技術の習得、向上を目的とする。

(運営組織)

第3条

クリニカル・シミュレーション・ラボの運営は、医学教育センターが行うこととし、管理、運用に関する重要事項は医学教育センターまたは教務部委員会の審議を経て決定する。

(管理者の設置)

第4条

クリニカル・シミュレーション・ラボの管理、運用に関する総務、教育支援を行う管理者を置く。なお、管理者は医学教育センターに属するものとする。

(管理者の業務)

第5条

管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) クリニカル・シミュレーション・ラボの管理・運営
- (2) クリニカル・シミュレーション・ラボの器材および備品の管理・保守点検・整備
- (3) 利用者への技術指導・支援
- (4) 利用対象者への広報活動
- (5) 教務部委員会への管理、運用報告
- (6) その他、クリニカル・シミュレーション・ラボの管理、運営に必要な業務

(利用対象者)

第6条

クリニカル・シミュレーション・ラボの利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 日本医科大学に在籍する学生、研究生及び大学院生
- (2) 日本医科大学看護専門学校に在籍する学生
- (3) 日本医科大学および日本医科大学付属四病院に所属する研修医および職員
- (4) 医学教育センター等が主催または共催する講習会に参加する者
- (5) その他、医学教育センター長より使用を許可された者

(利用内容)

第7条

クリニカル・シミュレーション・ラボの利用内容は、次のとおりとする。

- (1) 自習
- (2) 実習（第4学年の基本臨床実習コース、BSL中の実習等、授業に含まれるもの）
- (3) 講習会（BLS、ACLS シミュレーション・トレーニング等の講習会、医学教育センターにより企画されたセミナー等を含む）
- (4) 医学教育センターにより利用を許可された内容

(利用時間等)

第8条

クリニカル・シミュレーション・ラボの利用時間等は別途定める「クリニカル・シミュレーション・ラボ利用規約」による。

(規約の改廃)

第9条

本規約の改廃は、医学教育センター長の決裁を必要とする。

附則

この規約は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。（医学教育センター設立に伴い、教育推進室及びC. S. Lab.運営委員会から医学教育センターへ移管し、本規約の一部を改正した）

附則

この規約は、平成28年 6月 1日から施行する。